

2014年10月31日

第34回食品表示部会に向けての意見書

委員 立石幸一

本日、提示された答申書（案）は、前回案で示された内容から大きく変更され、「栄養表示に係るナトリウムの表示の修正方針案」のみの考え方を示したものです。これまでの協議の中で委員として、いくつかの疑問点を意見として申し上げましたが、当部会において納得いく回答をいただいております。

議論を尽くしてもいないうちに時間切れ、諮問に対して多数決で決定するプロセスは、当初から諮問を承認するシナリオであったのかと誤解を招きかねないすめ方です。

パブコメであげられた様々な意見の中で消費者庁が事業者からの要望を取り上げ、修正した事項を当部会で審議し答申することのみが、この部会の役割でしょうか。本来は独立した第三者機関として監視機能を持ち、新しく制定された食品表示法の基本理念で示された必要な情報が提供されるとした消費者の権利が守られているかどうかといった視点や、パブコメで多くの消費者から寄せられた意見を汲み上げ、消費者基本計画の策定の趣旨で示された「行政の在り方を事業者優先から国民一人ひとりの立場に立ったものに転換していくことが重要です。」という考え方と消費者庁の基準案が合致しているかの検証、必要であれば建議等を行うことこそ消費者委員会の役割ではないでしょうか。

基準案には現時点で多くの問題点があると考えておりますが、少なくとも前回示された答申書案の中で撤回された点について以下の疑問点について再度確認させていただきたい。

1. 栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方

中小企業法での小規模企業者という分類では、5人以下という要件による抜け穴を用意することになるのではないかという懸念を拭い去ることはできません。事業者間の公平性の観点からも徒に除外対象を広げることは消費者利益からみても望ましくなく、さらに、表示責任者となる輸入事業者においてもこの要件に該当した場合、日本語による栄養成分表示義務は免除されます。このことは消費者が必要とする情報が提供されず、消費者の知る権利が侵されることにつながります。前回の部会において、免除規定が輸入事業者にまで及ぶ問題については、どう考えるかの明確な回答がなく、あらためて考え方をお聞かせいただきたい。

2. 栄養強調表示に係るルールの改善（低減された旨の表示）

今回示された食品表示基準案の別表第二十二（第九条関係）で示された表示禁止事項においては、「7「減塩」の用語。しょうゆ百グラム中の食塩量が九グラム以下のものは、この限りではない。」と記載されていますが、しょうゆと味噌を「他の食品に比べて低減された割合が25%以上である場合」の特例とし、20%とする考え方が示されましたが、「減塩」が記載できる基準「しょうゆ百グラム中の食塩量が九グラム以下」は残ることになるとの理解でよいか。

3. 製造所固有記号に係わるルールの改善

10月3日第32回食品表示部会において石川委員から提出された「意見書」に対して、文書で回答してもらい旨第33回食品表示部会にて消費者庁に申入れを行いました。文書での回答はなく、以下の項目についてあらためて文書にて回答を願いたい。

（1）食品表示一元化の目的との関係

元々例外的な制度規定を見直し、なくす方向が望ましいこと

（2）危害拡大防止目的との関係

食衛法の表示義務に従い、製造所所在地および製造者の氏名を記載していれば、すみやかな危害拡大防止が可能であること

（3）消費者の権利との関係

消費者が、固有記号が記載された商品を購入する際、商品選択時に製造所所在地がわからない状況は、消費者の知る権利の障害である。

（4）表示可能面積の制約による固有記号の合理性の検討

見直し案では、固有記号を使用する場合、製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先、製造所所在地を表示したHP、当該製品を製造している全ての製造所所在地のいずれかの表示を要求しているのであり、このような表示が必要なことから、表示可能面積の制約が固有記号制度を正当化するものではない。

（5）固有記号管理コストの問題

固有記号を管理するためのコストを行政が負担する合理的根拠はあるのか

（6）包材共用のメリットについて

共用包装材の上から印字する方法でカバーすることが可能

（7）固有記号制度の濫用的実態

現在、固有記号制度は製造者を秘密にするために利用しているという濫用的実態がある。このような濫用は、消費者庁の見直し案によっても防止できないので、廃止されるべき。

（8）まとめ

結局、固有記号制度は、事業者の利便性を図るだけの制度になっており、しかも、濫用されています。これは、食品表示の目的、食品表示法の理念に全くそぐわな

いものであり、廃止されるべきです。

4. 経過措置期間

前回の答申（案）においては、『5年という比較的長い期間の経過措置期間を設ける必然性を確認できないことから「不相当」と答申するものである。消費者委員会としては、社会的影響を十分に考慮しつつ、新しい制度による食品表示のメリットを、1日も早く多くの国民が享受できるような経過措置期間を、主管官庁である消費者庁が決定されることを望む。』

とあったものが、缶詰における改版の流れを根拠として、改版に必要な期間をすべての加工食品において4年間も必要とすることは、缶詰以外で我々事業者が経験している現場の実態と合致しない消費者庁の説明となっており、さらに製造所固有記号制度のデータベース整備に要する期間（1年間）を加え5年間を設けるとする考え方が示されました。固有記号のデータベースに必要とする期間を、この段階で加えることは適切ではないことは石川委員の第32回で示された意見書と同様の考え方です。

実態面から見た場合、平成7年に製造年月日表示から期限表示に一斉に変更した際の2年の移行期間内にスムーズに移行したことを考えれば、理解できない内容であり、説明としてあげられた缶詰業界の特殊事情を全ての加工食品に広げることは、前回答申案の「新しい制度による食品表示のメリットを、1日も早く多くの国民が享受できるような経過措置期間を望む」を撤回した理由にしてはあまりにも根拠が希薄であります。特殊な事例については、例外措置を設けることが適当で、全てに広げることは、あまりにも事業者寄りの姿勢であり、当初の答申書（案）を簡単に撤回することは、消費者委員会の存在価値が問われるものであります。

以 上